府令・省令

○内閣府令・財務省令第二号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十六条第二項及び第五十二条の三十三第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年十一月十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一

銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令

銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年大蔵省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
（自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令）		（自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令）	
第一条　銀行法（以下「法」という。）第二十六条第二項の内閣府令・財務省令で定める銀行の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条及び第二条の二に定める場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる表のとおりとする。		**第一条**　［同上］	
［一・二　略］		［一・二　同上］	
三　単体レバレッジ比率（第十二項に規定する単体レバレッジ比率をいう。次条第一項において同じ。）を指標とする区分		三　［同上］	
自己資本の充実の状況に係る区分	命令	自己資本の充実の状況に係る区分	命令
レバレッジ非対象区分		レバレッジ非対象区分	
単体レバレッジ比率が最低単体レバレッジ比率以上である場合		単体レバレッジ比率が三パーセント以上である場合	
レバレッジ第一区分		レバレッジ第一区分	
単体レバレッジ比率が最低単体レバレッジ比率の二分の一の比率以上最低単体レバレッジ比率未満である場合	［略］	単体レバレッジ比率が一・五パーセント以上三パーセント未満である場合	［同上］
レバレッジ第二区分		レバレッジ第二区分	
単体レバレッジ比率が最低単体レバレッジ比率の四分の一の比率以上最低単体レバレッジ比率の二分の一の比率未満である場合	［略］	単体レバレッジ比率が〇・七五パーセント以上一・五パーセント未満である場合	［同上］
レバレッジ第二区分の二		レバレッジ第二区分の二	
単体レバレッジ比率が〇パーセント以上最低単体レバレッジ比率の四分の一の比率未満である場合	［略］	単体レバレッジ比率が〇パーセント以上〇・七五パーセント未満である場合	［同上］
［略］		［同上］	